ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験実施要領 新旧対照表

| 改正後 | 旧 |
| --- | --- |
| ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験実施要領<br>令和元年8月<br>令和2年4月一部改正<br>令和3年10月一部改正<br>厚生労働省医薬・生活衛生局<br><br>「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）の3（1）オ及び（2）ウに基づき定められた「「特定技能」に係る試験の方針について」（令和2年1月30日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、ビルクリーニング分野特定技能1号に係る評価試験（以下「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおりビルクリーニング分野特定技能1号評価試験実施要領を定める。<br>**１ 試験概要**<br>**（１）～（３）** （略）<br><br>**（４）事業年度における実施回数及び実施時期**<br>日本国内・国外を問わず、試験実施機関が準備した試験会場及び資機材等を利用する試験方式（以下「集団試験方式」という。）によるビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の実施回数、実施時期については、厚生労働省と試験実施機関が協議の上決定する。また、一定数の受験者（集団試験方式では受験が困難な者に限る。）を確保し、かつ、試験会場及び資機材等を自ら準備できる者（以下「出張試験申請者」という。）の申請により実施する試験方式（以下「出張試験方式」という。）によるビルクリーニング | ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験実施要領<br>令和元年8月<br>令和2年4月一部改正<br><br>厚生労働省医薬・生活衛生局<br><br>「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）の3（1）オ及び（2）ウに基づき定められた「「特定技能」に係る試験の方針について」（令和2年1月30日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、ビルクリーニング分野特定技能1号に係る評価試験（以下「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおりビルクリーニング分野特定技能1号評価試験実施要領を定める。<br>**１ 試験概要**<br>**（１）～（３）** （略）<br><br>**（４）事業年度における実施回数及び実施時期**<br>実施回数、実施時期については、厚生労働省と試験実施機関が協議の上決定する。 |

| | |
|---|---|
| 分野特定技能1号評価試験は、国内で随時実施する。なお、いずれの場合も判断試験と作業試験は、同一会場で同一日に実施する。 | |
| **（５）実施場所**<br>① 日本国内において実施する集団試験方式によるビルクリーニング分野特定技能1号評価試験は、受験者の応募状況に応じ、厚生労働省と試験実施機関が協議の上決定する。<br>② （略）<br>③ 出張試験方式によるビルクリーニング分野特定技能1号評価試験は、原則として、出張試験申請者が準備した試験会場で実施する。 | **（５）実施場所**<br>① 日本国内において実施するビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（以下「国内試験」という。）は、受験者の応募状況に応じ、厚生労働省と試験実施機関が協議の上決定する。<br>② （略） |
| **（６）受験資格者**<br>試験日において、17歳以上の者とする。ただし、日本国内で試験を受験する者にあっては、在留資格を有する者を対象とし、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない者を除く。<br>（以下略） | **（６）受験資格者**<br>試験日において、17歳以上の者とする。ただし、国内試験を受験する者にあっては、在留資格を有する者を対象とし、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない者を除く。<br>（以下略） |
| **（７）** （略） | **（７）** （略） |
| **（８）受験者の募集**<br>試験実施機関は、日本国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイト等を通じて受験者及び出張試験申請者を募集することとする。 | **（８）受験者の募集**<br>試験実施機関は、国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイト等を通じて受験者を募集することとする。 |
| **（９）受験の申請等** | **（９）受験の申請等** |

①集団試験方式の場合

試験実施機関は、(8)に基づき行う募集の期間内に行われた受験申請に限り受け付け、次に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を交付する。

・受験資格(受験申請時点で確認できない場合は、受験日当日に、パスポート等により確認する。)
・必要記入事項
・本人を識別できる写真(写真データを含む)
・受験料を納付したことを証明する資料
・その他、試験実施機関が定める添付資料

なお、試験会場の収容人数を超えた受験申請があった等の場合には、原則、抽選で受験者を決定する。

②出張試験方式の場合

試験実施機関は出張試験申請者及び受験申請者について、次に掲げる事項について審査し、厚生労働省と協議の上、要件を満たしていると認めた場合に、出張試験の実施を決定する。また、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を発行し、出張試験申請者を通じて、受験申請者に交付する。

ア　出張試験申請者に係る事項

・判断試験及び作業試験の実施が可能な試験会場を準備できること
・作業試験に必要な資機材等を準備できること
・ 受験申請者（集団試験方式では受験が困難な者に限る。）を原則20名以上確保していること

イ　受験申請者に係る事項

試験実施機関は、(8)に基づき行う募集の期間内に行われた受験申請に限り受け付け、次に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を交付する。

① 受験資格(受験申請時点で確認できない場合は、受験日当日に、パスポート等により確認する。)
② 必要記入事項
③ 本人を識別できる写真(写真データを含む)
④ 受験料を納付したことを証明する資料
⑤ その他、試験実施機関が定める添付資料

なお、試験会場の収容人数を超えた受験申請があった等の場合には、原則、抽選で受験者を決定する。

| | |
|---|---|
| ①に掲げる事項と同じ。 | |
| **(10)・(11)**　（略） | **(10)・(11)**　（略） |
| **２　試験実施体制**<br>**（１）**　（略） | **２　試験実施体制**<br>**（１）**　（略） |
| **（２）試験実施体制**<br>試験実施機関は、受験申請受付、試験会場・試験官の手配、採点等、試験に関する事務を実施する。なお、出張試験方式の場合、試験会場の手配及び試験の実施に必要な資機材の準備は出張試験申請者が行うものとする。<br>また、試験の実施に当たっては、厚生労働省の承認を得た上で、都道府県ビルメンテナンス協会及び他の民間事業者等に業務の一部を委託することは妨げない。 | **（２）試験実施体制**<br>試験実施機関は、受験申請受付、試験会場・試験官の手配、採点等、試験に関する事務を実施する。<br>なお、試験の実施に当たっては、厚生労働省の承認を得た上で、都道府県ビルメンテナンス協会及び他の民間事業者等に業務の一部を委託することは妨げない。 |
| **（３）**　（略） | **（３）**　（略） |
| **３～８**　（略） | **３～８**　（略） |
| 附則<br>この改正は令和3年10月１日から施行し、施行後に受験申請を開始する試験について適用する。 | 附則<br>この改正は令和2年4月１日から施行し、施行後に受験申請を開始する試験について適用する。 |
| 別紙1・2（略） | 別紙1・2（略） |